

令和7年第1回蟹江町議会臨時会会議録

招 集 年 月 日	令和7年5月9日（金）			
招 集 の 場 所	蟹江町役場 議事堂			
開 会 （ 開 議 ）	5月9日 午前9時00分宣告（第1日）			
応 招 議 員	1 番	武 藤 くるみ	2 番	多 田 陽 子
	3 番	志 治 市 義	4 番	石 原 裕 介
	5 番	山 岸 美登利	6 番	飯 田 雅 広
	7 番	板 倉 浩 幸	8 番	水 野 智 見
	9 番	三 浦 知 将	10 番	吉 田 正 昭
	11 番	富 田 さとみ	12 番	伊 藤 俊 一
	13 番	安 藤 洋 一	14 番	佐 藤 茂
不 応 招 議 員				

地方自治法第 121条の規定 により説明の ため出席した 者の職氏名	常 特 別 勤 職	町 長	横 江 淳 一	副 町 長	加 藤 正 人
	政 推 進 策 室	室 長	小 島 昌 己		
	総 務 部	部 長	鈴 木 孝 治	総務課長	藤 下 真 人
	民 生 部	部 長	不 破 生 美		
	産 建 設 業 部	部 長	肥 尾 建 一 郎		
	上 下 水 道 部	部 長	伊 藤 和 光		
	消 防 本 部	消 防 長	竹 内 豊	総務課長	三 谷 克 利
	教 育 委 員 会 事 務 局	教 育 長	服 部 英 生	教 育 部 長 教 次	館 林 久 美
本会議に職務 のため出席した 者の職氏名	議 事 務 会 局	局 長	萩 野 み 代	書 記	荒 木 慎 介
議 事 日 程	議長は、次のとおり議事日程を配付した。 (会議規則第21条)				
会 議 録 署 名 議 員	議長は、会議録署名議員に次の2人を指名した。 (会議規則第127条)				
	13 番	安 藤 洋 一	14 番	佐 藤 茂	

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 諸般の報告
- 日程第3 議席の変更
- 日程第4 会期の決定
- 追加日程第5 議会議長の辞職
- 追加日程第6 選挙第4号 議会議長の選挙
- 追加日程第7 議会副議長の辞職
- 追加日程第8 選挙第5号 議会副議長の選挙
- 日程第9 選任第1号 議会運営委員会委員の選任について
- 日程第10 選任第2号 議会常任委員会委員の選任について
- 日程第11 選任第3号 議会広報編集委員会委員の選任について
- 追加日程第12 同意第1号 蟹江町監査委員の選任について
- 追加日程第13 選挙第6号 海部地区急病診療所組合議会議員の補欠選挙
- 追加日程第14 選挙第7号 海部南部広域事務組合議会議員の補欠選挙
- 追加日程第15 選挙第8号 海部地区水防事務組合議会議員の補欠選挙
- 日程第16 議案第27号 高規格救急自動車購入契約の締結について
- 日程第17 議案第28号 令和7年度蟹江町一般会計補正予算（第2号）
- 追加日程第18 議案第27号 高規格救急自動車購入契約の締結について
- 追加日程第19 議案第28号 令和7年度蟹江町一般会計補正予算（第2号）

○議長 水野智見君

おはようございます。

令和7年第1回蟹江町議会臨時議会を開催しましたところ、定刻までにご参集いただき、ありがとうございます。

議員のタブレット及び理事者の皆さんに、議会運営委員会報告書が配付されています。

議員の皆さんにお願いがあります。本日、申請に基づき、出席議員へタブレットの持込みを許可しています。利用される議員の皆さんは、傍聴者の方々に誤解を与えない利用形態とさせていただきますようお願いします。

ここで、さきの補欠選挙により当選された武藤くるみさんの議席についてご説明します。

現在の席は、仮の議席として配席しています。本日、追って正式に決定される予定でありますことをお伝えします。

それでは、武藤くるみさんの自己紹介の発言を許可します。

○1番 武藤くるみ君

おはようございます。このたび、補欠選挙で議員になりました武藤くるみと申します。

皆さんからたくさん学び、町のために貢献していきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長 水野智見君

続きまして、4月1日付で職員の異動がありましたので、順次、職員の自己紹介の発言を許可します。

職員の自己紹介に当たり、必要な職員の入場と挨拶後の退席を許可します。

会計管理者からお願いします。

○会計管理者兼会計管理室長 鈴木 敬君

4月1日付で会計管理者兼会計管理室長を拝命しました鈴木です。よろしくお願いいたします。

○総務部長 鈴木孝治君

総務部長を拝命しました鈴木と申します。よろしくお願いします。

○上下水道部次長兼水道課長 石原己樹君

上下水道部次長兼水道課長を拝命いたしました石原です。よろしくお願いいたします。

○消防次長兼予防課長 綾部 健君

4月1日付で消防次長兼予防課長を拝命いたしました綾部と申します。よろしくお願いいたします。

○図書館長 寺本章人君

4月1日付で図書館長を拝命いたしました寺本と申します。よろしくお願いします。

○健康推進課長 後藤雅幸君

4月1日付で健康推進課長を拝命しました後藤です。よろしくお願いいたします。

○ふるさと振興課長 浅井 修君

ふるさと振興課長の浅井です。よろしくお願いいたします。

○こども家庭課長 小澤有加君

こども家庭課長の小澤です。よろしくお願いいたします。

○介護福祉課長 松井智恵子君

介護福祉課長の松井と申します。よろしくお願いいたします。

○環境課長 太田圭介君

環境課長の太田です。よろしくお願いいたします。

○給食センター所長 古賀慎一郎君

蟹江町給食センター所長の古賀と申します。よろしくお願いいたします。

○税務課長 服部幸太君

4月1日付で税務課長を拝命しました服部です。よろしくお願いいたします。

○保険医療課長 山田尚徳君

4月1日付で保険医療課長を拝命しました山田です。よろしくお願いいたします。

○議長 水野智見君

以上で、異動による自己紹介を終わります。

ただいまの出席議員は14名です。定足数に達していますので、これより令和7年第1回蟹江町議会臨時議会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

参与者には、町長、副町長、教育長、部長、次長、関係課長の出席を求め、書記には荒木慎介君を指名します。

ここで、去る4月28日に開催されました議会運営委員会の協議結果の報告を求めます。

議会運営委員長、安藤洋一君、ご登壇ください。

(13番議員登壇)

○議会運営委員長 安藤洋一君

改めまして、おはようございます。

それでは、去る4月28日に開催されました議会運営委員会の内容についてご報告を申し上げます。

1、議会運営委員会の委員について。

議会運営委員会の委員の選任について、過去の取決めや蟹江町議会運営委員会規程、以下これを規程といいます、の解釈について協議をいたしました。

その結果、現在の議員及び会派等の構成を鑑みた場合、規程第3条第1項に基づき、会派に所属する議員から4人を選任し、規程第3条第2項に基づき、無会派の議員3人と一人会

派の政党議員3人を合わせた計6人から、うち2人を委員として選任することができると捉えるものとしたしました。

また、意見書の取扱いについても協議を行い、議会運営委員会委員以外の議員でも、意見書の提出を求める議員発議議案の提案者となることができることとしたしました。

なお、議長、副議長が提案者となることについては、その事案が生じた際に、議会運営委員会にて協議することとしたしました。

2、その他。

(1) 令和7年第1回蟹江町議会臨時会における付議事件についてであります。

ア、議案第27号「高規格救急自動車購入契約の締結について」。

イ、議案第28号「令和7年度蟹江町一般会計補正予算（第2号）」。

以上2件について、臨時会において上程したい旨、理事者から申出がありましたので、議会人事案件終了後に取り扱うこととしたしました。

報告は以上であります。

(13番議員降壇)

○議長 水野智見君

どうもありがとうございました。

ここで、本会議を一旦休憩し、議会運営委員会の開催をお願いしたいと思います。

議会運営委員長、安藤洋一君、お願いします。

○議会運営委員長 安藤洋一君

それでは、ただいまから議会運営委員会を開催いたしますので、委員の皆さんは協議会室へ移動をお願いいたします。

○議長 水野智見君

それでは、本会議を休憩します。

(午前9時10分)

○議長 水野智見君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前9時28分)

○議長 水野智見君

ただいま開催されました議会運営委員会の協議結果の報告を求めます。

議会運営委員長、安藤洋一君、ご登壇ください。

(13番議員登壇)

○議会運営委員長 安藤洋一君

それでは、ただいま開催されました議会運営委員会の協議結果についてご報告をさせていただきます。

まず初めに、本日の議事日程及び資料等につきましては、内容が流動的でありますので紙配付となっておりますこと及び、報告につきましては口頭報告となりますことをご承知おき願います。

それでは、協議結果を申し上げます。

本臨時会の会期につきましては、本日1日といたします。

次に、議事日程につきましては、お手元に配付の令和7年第1回蟹江町議会臨時会日程案によることといたしますが、日程の順序が変更になる場合もございますので、ご了承のほど、よろしくお願いいたします。

そして、日程案をご覧いただいた中で、議事日程その1、その2、その3で、いろいろありますけれども、その中で、暫時休憩が各派代表者会の会議となっておりますので、細かく暫時休憩が入ってまいりますこともご承知おき願います。

次に、その他であります。

まず、議会の選挙についてになります。

日程案のとおり、正副議長の選挙が予定されておりますが、選挙の結果、得票数が同数になった場合の取扱いについてであります。

これは、抽せん箱を使用し、くじ棒を人数分用意いたします。同数となった人数分ですね。くじを引く回数は2回とし、当選番号を1番といたします。第1回目にくじを引く順序を決め、第2回目で確定のくじを引きます。くじを引く順序を決めるためのくじは、年長議員から引くことといたします。

少し複雑ですが、よろしいですかね。

(発言する声なし)

次に、議席の変更についてであります。議席につきましては、別紙のとおりといたします。ご確認をお願いいたします。

次に、横江町長の6期就任のご挨拶を登壇して行っていただきます。

次に、クールビズの実施について、5月1日から役場が既にクールビズの服装となっておりますので、議員各位におかれましても、ネクタイの着用を義務としないことを再確認いたしました。

最後に、議員互助会についてであります。

臨時会閉会後に議員互助会を開催いたします。本日は、役員会を省略し、直ちに総会を行うことといたします。

協議内容は、令和6年度事業報告及び収支決算、令和7年度事業計画及び収支予算についてであります。

以上、議会運営委員会のご報告とさせていただきます。ご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

(13番議員降壇)

○議長 水野智見君

どうもありがとうございました。

ここで、横江町長の6期就任の挨拶を許可します。

横江町長、ご登壇ください。

(町長登壇)

○町長 横江淳一君

皆さん、改めまして、おはようございます。

臨時議会の大変貴重なお時間をいただきました。議長からお許しをいただきましたので、一言だけご挨拶を申し上げたいと思います。

ご案内のとおり、過日、3月23日投票日の町長選挙におきまして、再選をさせていただくこととなりました。町民の皆様方の負託をいただき、また議員各位のご協力をいただき、しっかりとした票も頂きました。責任を痛感してございます。

選挙中にもお話をしましたが、ちょうど4年前の話でありますけれども、コロナが日本のみならず世界各国に蔓延をし、たくさんの犠牲者を出した。でも、ウイルスが、まだ実は消滅したわけじゃなくて、ほかの形で今いろんな弊害が出ているというのは、皆さんもご存じだというふうに思っておりますので、まだまだ油断をとということでございます。免疫力が低下をしているということでございますので、我々もしっかり健康管理には気をつけていかなきゃいけないと、こんなことを思っております。

また、我々町村長、そして皆様方、町議員におきましても、二元代表制という制度の中で、最終的には町民の皆さん、市民の皆さん、村民の皆さんの幸せにつながる、そんな施策をお互いに是々非々を交わせながらやっていく、これが本当の議会制であります。これから、その基本的な考え方をしっかり堅持しつつ、当蟹江町を前に進めてまいりたいというふうに思っております。

特に、皆様方からご要望いただきましたハード面、防災に強い、減災・防災の話、そして災害に強いまちづくりはもとより、町民の皆さんの安心・安全につながるようなハード・ソフト、これもしっかりと力を入れてまいりたいというふうに思います。

それには、冒頭申し上げましたとおり、議員各位の皆様方のお力添えが不可欠でございます。今後ともしっかりとお話し合いをしながら、この蟹江町、136年の歴史がある文化の色濃い蟹江町にしっかりと根づくような、そんな政策をやってまいりたいというふうに思います。

第5次総合計画、2030年が最後であります、今、折り返し地点の見直しを行っておるところであります。この町を未来永劫しっかりとした町にしていくように、どうぞまたご協力のほど、よろしくお願いをしたいと思います。

終わりになりますけれども、議員各位のますますのご活躍とご健勝、そしてご多幸を心よ

りご祈念申し上げまして、6期目の就任の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いをいたします。

ご清聴ありがとうございました。

(町長降壇)

○議長 水野智見君

ありがとうございました。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

○議長 水野智見君

日程第1 「会議録署名議員の指名」を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、13番安藤洋一君、14番佐藤茂君を指名します。

○議長 水野智見君

日程第2 「諸般の報告」を行います。

令和7年4月21日付で、会派新風より、私、水野智見が退会する旨の会派変更届が提出され、これを受理しましたので、ご報告します。

○議長 水野智見君

日程第3 「議席の変更」を行います。

会議規則第4条第3項の規定により、新たに当選されました武藤くるみさんの議席を1番とし、また会派の変更に伴い、議席の一部を変更します。

従前の1番多田陽子さんの議席を2番に、2番山岸美登利さんの議席を5番に、5番飯田雅広君の議席を6番に、6番板倉浩幸君の議席を7番に、7番三浦知将君の議席を9番に、8番吉田正昭君の議席を10番に、10番冨田さとみさんの議席を11番に、11番伊藤俊一君の議席を12番に、12番水野智見の議席を8番に、それぞれ変更いたします。

変更した議席は、お手元に配付の議席図のとおりです。

お諮りします。

ただいま申し上げましたとおり変更することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、以上のように変更することに決定しました。

ただいま変更された方は、直ちに指定の議席に着席をお願いします。

議席の移動の間、暫時休憩とします。

(午前9時38分)

○議長 水野智見君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前9時40分)

○議長 水野智見君

日程第4 「会期の決定」を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日限りといたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日限りと決定しました。

ここで、会派の調整が必要ですので、各派代表者会をお願いしたいと思います。各代表者の方は協議会室にご参集ください。代表以外の議員の方につきましては、控室が指定してありますので、そちらで待機をお願いします。

それでは、本会議を暫時休憩します。

(午前9時40分)

○副議長 飯田雅広君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前9時53分)

○副議長 飯田雅広君

これより、議長に代わり、副議長の私が議長の職を務めさせていただきます。

先ほど、水野智見君から議長の辞職願が提出されました。

お諮りいたします。

この際、議長の辞職を日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議長の辞職を日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

○副議長 飯田雅広君

追加日程第5 「議会議長の辞職」を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、水野智見君の除斥を求めます。

(8番議員退場)

辞職願を朗読させます。

○議会事務局長 萩野み代君

それでは、朗読いたします。

令和7年5月9日、蟹江町議会副議長、飯田雅広殿。蟹江町議会議長、水野智見。

辞職願。

このたび一身上の都合により議長を辞職したいから、地方自治法第108条の規定により許可されるようお願い出ます。

以上でございます。

○副議長 飯田雅広君

お諮りいたします。

水野智見君の議長の辞職を許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、水野智見君の議長の辞職を許可することに決定をいたしました。

水野智見君の除斥を解きます。

(8番議員入場)

ここで、水野智見君の議長辞職の挨拶を許可いたします。

水野智見君、ご登壇ください。

(8番議員登壇)

○8番 水野智見君

ご挨拶をさせていただきます。

2年間、議長として務めさせていただきましたこと、改めて御礼を申し上げます。

議長として、いろんな経験をさせていただきました。その中でも、特に自分として、いろいろ勉強になったと思う中の大きな一つとしては、他の町村の議長さんたちとの交流、また懇親会等、いろんな意見交換ができたということが、一番大きかったかなというふうに思っています。

それぞれの自治体にいろんな課題があり、また議会等に関しても、いろんな課題があるということで協議をさせていただきました。そうした中で、昨年12月に、やっぱり蟹江町も、この点は議論していただくといいなということで提案させていただいた中で、意見書の取扱い、それから委員会の組織変更等含めたところ、また代表質問、一般質問の在り方についてもいろいろ協議していただきまして、修正という形を取っていただいたことは、ありがたかったかなと思っています。

また今後も、そういった形で、議会の議員さんの中でも気づいたところは協議していただいて、修正すべきところは修正していただいてもいいんじゃないのかなというふうに思っています。そうした中で、よりよい議会、また理事者との議場での協議も含めて、よりよい蟹江町に向かって、議会のほうも協議を進めていただけるといいなというふうに思っています。

結びに当たりまして、個人的なことで申し訳ありませんが、3月のときには母の葬儀に当たりまして、皆様にいろいろお気を遣っていただきましたこと、改めて御礼申し上げます。ありがとうございました。

以上をもちまして、2年間大変お世話になりました。どうもありがとうございました。

(8番議員降壇)

○副議長 飯田雅広君

ここで、各派代表者会をお願いしたいと思いますので、各代表者の方は協議会室にご参集ください。代表以外の議員につきましては、各控室にて待機をお願いします。

それでは、本会議を暫時休憩いたします。

(午前9時58分)

○副議長 飯田雅広君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時04分)

○副議長 飯田雅広君

議長が欠けました。

お諮りをいたします。

選挙第4号「議会議長の選挙」を日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに選挙を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、選挙第4号「議会議長の選挙」を日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに選挙を行うことに決定をいたしました。

○副議長 飯田雅広君

追加日程第6 選挙第4号「議会議長の選挙」を行います。

選挙は、地方自治法第118条第1項の規定により、投票により行います。

議場の出入口を閉じます。

(議場閉鎖)

ただいまの出席議員は14人です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に多田陽子さん、三浦知将君を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

念のため申し上げます。

投票は単記無記名であります。

(投票用紙配付)

投票用紙の配付漏れはありませんか。

(なしの声あり)

配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

(投票箱点検)

異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

それでは、議席の1番より、順次投票をお願いします。

(投票)

投票漏れはありませんか。

(発言する声なし)

投票漏れなしと認め、投票を終了いたします。

開票を行います。

多田陽子さん、三浦知将君、開票の立会いをお願いいたします。

(開票)

選挙の結果を報告いたします。

投票総数14票

有効投票 12票

無効投票 2票です。

有効投票のうち

伊藤俊一君 10票

板倉浩幸君 1票

飯田雅広君 1票

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は3票であります。したがって、伊藤俊一君が議長に当選されました。

議場の出入口を開きます。

(議場開鎖)

ただいま議長に当選されました伊藤俊一君が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

議長就任の挨拶を許可いたします。

伊藤俊一君、ご登壇ください。

(12番議員登壇)

○12番 伊藤俊一君

ただいま、皆様のご推挙によりまして当選をさせていただきました伊藤俊一でございます。

浅学非才な私でございますけれども、精いっぱい蟹江町のため前へ進めてまいりたい、そんな思いでございますので、どうぞご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

(12番議員降壇)

○副議長 飯田雅広君

ありがとうございました。

これをもちまして、新議長と交代をさせていただきます。ご協力ありがとうございました。

ここで、議長と交代するため、暫時休憩いたします。

(午前10時16分)

○議長 伊藤俊一君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時17分)

○議長 伊藤俊一君

ここで、会派の調整が必要です。各派代表者会をお願いいたします。

各派代表者は協議会室へご参集ください。代表者以外の議員の皆さんは、各控室で待機をお願いいたします。

それでは、本会議を暫時休憩いたします。

(午前10時18分)

○議長 伊藤俊一君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時22分)

○議長 伊藤俊一君

先ほど、飯田雅広君より副議長の辞職願が提出されました。

お諮りいたします。

この際、副議長の辞職を日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。したがって、副議長の辞職を日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることと決定しました。

○議長 伊藤俊一君

追加日程第7 「議会副議長の辞職」を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、飯田雅広君の除斥を求めます。

(6番議員退場)

辞職願を朗読させます。

○議会事務局長 萩野み代君

それでは、朗読いたします。

令和7年5月9日、蟹江町議会議長、伊藤俊一殿。蟹江町議会副議長、飯田雅広。

辞職願。

このたび一身上の都合により副議長を辞職したいから、地方自治法第108条の規定により許可されるようお願い出ます。

以上でございます。

○議長 伊藤俊一君

お諮りいたします。

飯田雅広君の副議長の辞職を許可することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがいまして、飯田雅広君の副議長の辞職を許可することと決定いたしました。

飯田雅広君の除斥を解きます。

(6 番議員入場)

○議長 伊藤俊一君

ここで、飯田雅広君の副議長辞職の挨拶を許可いたします。

飯田雅広君、ご登壇ください。

(6 番議員登壇)

○6 番 飯田雅広君

副議長の飯田です。

2年間、皆様のご協力をいただきまして務めることができました。ありがとうございました。

この経験をこれからの議員生活にしっかり生かして、しっかり活動していきたいというふうに思いますので、今後ともよろしくお願いいたします。

ありがとうございました。

(6 番議員降壇)

○議長 伊藤俊一君

ただいま副議長が欠けました。

お諮りいたします。

選挙第5号「議会副議長の選挙」を日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに選挙を行いたいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがいまして、選挙第5号「議会副議長の選挙」を日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに選挙を行うことに決定いたしました。

○議長 伊藤俊一君

追加日程第8 選挙第5号「議会副議長の選挙」を行います。

選挙は、地方自治法第118条第1項の規定により、投票により行います。

議場の出入口を閉じます。

(議場閉鎖)

ただいまの出席議員は14名です。

次に、立会人の指名をいたします。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に志治市義君、富田さとみさんを指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

念のため申し上げます。

投票は単記無記名であります。

(投票用紙配付)

配付漏れはございませんか。

(発言する声なし)

配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

(投票箱点検)

異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

議席の1番より、順次投票をお願いいたします。

(投票)

投票漏れはありませんか。

(発言する声なし)

投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

開票を行います。

志治市義君、富田さとみさん、開票の立会いをお願いいたします。

(開票)

選挙の結果を報告いたします。

投票総数14票

有効投票 14票

有効投票のうち

佐藤 茂 君 12票

板倉 浩幸 君 1票

飯田 雅広 君 1票

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は4票であります。したがって、佐藤茂君が副議長に当選されました。

議場の出入口を開きます。

(議場開鎖)

ただいま副議長に当選されました佐藤茂君が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

副議長就任の挨拶を許可いたします。

佐藤茂君、ご登壇ください。

(14番議員登壇)

○14番 佐藤 茂君

どうも、ただいま副議長に当選させていただきましたので、これから2年間、一生懸命頑張らせていただきますので、どうぞよろしくお願いします。

(14番議員降壇)

○議長 伊藤俊一君

どうもありがとうございました。

ここで、各派代表者会をお願いしたいと思いますので、各代表者の方は協議会室へご参集ください。代表以外の議員につきましては、各控室で待機をお願いいたします。

休憩中の理事者の皆さんには、一旦退席を許可いたします。再開時には、館内放送にて入場許可のご案内をいたしますので、お願いをいたします。

それでは、本会議を暫時休憩といたします。

(午前10時37分)

○議長 伊藤俊一君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時27分)

○議長 伊藤俊一君

日程第9 選任第1号「議会運営委員会委員の選任について」を議題といたします。

お諮りいたします。

議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定により、お手元に配付いたしております名簿のとおり指名したいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議会運営委員会委員は、お手元に配付いたしました名簿のとおり選任することと決定いたしました。

ここで、委員の氏名を朗読させます。

○議会事務局長 萩野み代君

それでは、読み上げさせていただきます。

名簿につきましては、議席順となっておりますので、よろしくお願いをいたします。

議会運営委員会委員、板倉浩幸議員、水野智見議員、吉田正昭議員、富田さとみ議員、安藤洋一議員、佐藤茂議員。

定数7人のところですが、このたび選出されました委員は6名の方々となります。よろしくをお願いをいたします。

○議長 伊藤俊一君

日程第10 選任第2号「議会常任委員会委員の選任について」を議題といたします。

お諮りいたします。

議会常任委員会委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定により、お手元に配付の名簿のとおり指名したいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議会常任委員会委員は、お手元に配付いたしました名簿のとおり選任することに決定いたしました。

ここで、委員の氏名を朗読させます。

○議会事務局長 萩野み代君

それでは、読み上げさせていただきます。

まず、総務建設常任委員会委員、議席順に多田陽子議員、石原裕介議員、三浦知将議員、吉田正昭議員、伊藤俊一議員、安藤洋一議員、佐藤茂議員、以上7名の方々でございます。

民生教育常任委員会委員の方々のお名前を、引き続き読み上げさせていただきます。

武藤くるみ議員、志治市義議員、山岸美登利議員、飯田雅広議員、板倉浩幸議員、水野智見議員、富田さとみ議員、以上7名の方々でございます。

以上でございます。

○議長 伊藤俊一君

日程第11 選任第3号「議会広報編集委員会委員の選任について」を議題といたします。

お諮りいたします。

議会広報編集委員会委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定を準用し、お手元に配付いたしました名簿のとおり指名したいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。したがって、議会広報編集委員会委員は、お手元に配付いたしました名簿のとおり選任することに決定いたしました。

ここで、委員の氏名を朗読させます。

○議会事務局長 萩野み代君

それでは、読み上げさせていただきます。

議会広報編集委員会委員、武藤くるみ議員、多田陽子議員、志治市義議員、水野智見議員、三浦知将議員、富田さとみ議員、以上6名の方々でございます。

○議長 伊藤俊一君

ここで、本会議を暫時休憩し、各常任委員会などの正副委員長を互選していただきます。
念のため申し上げます。

委員長の互選は、委員会条例第9条第2項の規定により、その職務は、それぞれ年長委員より行うようになっております。

なお、正副委員長が決まりましたら、議長へ報告いただきたいと思います。

委員会ごとの部屋割りをいたします。

総務建設常任委員会は会議室1、民生教育常任委員会は協議会室、以上が終わりましたら、議会運営委員会を先に協議会室で行い、その後、入替えを行い、議会広報編集委員会を協議会室で順次行います。

休憩中の理事者の皆さんには、一旦退席を許可いたします。再開時には、館内放送にて入場許可の案内をいたしますので、お願いいたします。

加えて、再開の際に、消防本部総務課長の入場を許可いたします。

それでは、暫時休憩といたします。

(午前11時34分)

○議長 伊藤俊一君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後1時11分)

○議長 伊藤俊一君

ただいま開催されました各常任委員会の正副委員長が互選されましたので、報告をいたします。

議会運営委員会の委員長に安藤洋一君、同副委員長に板倉浩幸君。

総務建設常任委員会の委員長に三浦知将君、同副委員長に多田陽子君。

民生教育常任委員会委員長に山岸美登利さん、同副委員長に板倉浩幸君。

議会広報編集委員会の委員長に志治市義君、同副委員長に三浦知将君。

以上であります。

○議長 伊藤俊一君

お諮りいたします。

本日の追加日程として予定しております追加日程第15につきましては、継続して同じ議員に行っていただくことになりましたので、日程に追加することを削除し、追加日程第12 同

意第1号「蟹江町監査委員の選任について」、追加日程第13 選挙第6号「海部地区急病診療所組合議会議員の補欠選挙」、追加日程第14 選挙第7号「海部南部広域事務組合議会議員の補欠選挙」、追加日程第15 選挙第8号「海部地区水防事務組合議会議員の補欠選挙」を追加し、議題といたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、4案件を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

○議長 伊藤俊一君

追加日程第12 同意第1号「蟹江町監査委員の選任について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○議会事務局長 萩野み代君

それでは、ご提案申し上げます。

同意第1号「蟹江町監査委員の選任について」。

下記の者を監査委員に選任したいから、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を求める。

令和7年5月9日提出、蟹江町長、横江淳一。

記といたしまして、議会から選任する監査委員。

氏名、吉田正昭。

住所と生年月日につきましては、記載のとおりでございます。お目通しくださいますよう、お願いをいたします。

提案理由、伊藤俊一監査委員が退職されたためでございます。

参考といたしまして、任期は本日選任されました日から令和9年4月30日まででございます。

よろしくをお願いいたします。

○議長 伊藤俊一君

提案理由の説明が終わりましたので、地方自治法第117条の規定により、吉田正昭君の除斥を求めます。

(10番議員退場)

これより質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(発言する声なし)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより同意第1号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、同意第1号「蟹江町監査委員の選任について」は、同意することに決定いたしました。

吉田正昭君の除斥を解きます。

(10番議員入場)

○議長 伊藤俊一君

追加日程第13 選挙第6号「海部地区急病診療所組合議会議員の補欠選挙」を行います。

選挙理由の説明を求めます。

○議会事務局長 萩野み代君

それでは、ご提案申し上げます。

選挙第6号「海部地区急病診療所組合議会議員の補欠選挙」。

海部地区急病診療所組合議会議員の補欠選挙を行うものとする。

令和7年5月9日提出、蟹江町議会。

提案理由、この案を提出するのは、安藤洋一議員の辞職により、組合規約第5条第4項の規定による組合議会議員の補欠選挙を行う必要があるからである。

参考といたしまして、海部地区急病診療所組合議会議員の任期は2年でございます。規約第5条に基づきまして、安藤洋一議員が辞職されました後の後任といたしまして、残任期間であります令和9年3月31日までの議員を選出していただくものでございます。

よろしく願いをいたします。

○議長 伊藤俊一君

選挙理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法につきましては、議長において指名することにいたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議長において指名することに決定いたしました。

海部地区急病診療所組合議会議員に、山岸美登利さんを指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました山岸美登利さんを海部地区急病診療所組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。ただいま指名いたしました山岸美登利さんが海部地区急病診療所組合議会議員に当選されました。

ただいま海部地区急病診療所組合議会議員に当選されました山岸美登利さんが議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

○議長 伊藤俊一君

追加日程第14 選挙第7号「海部南部広域事務組合議会議員の補欠選挙」を行います。

選挙理由の説明を求めます。

○議会事務局長 萩野み代君

それでは、ご提案申し上げます。

選挙第7号「海部南部広域事務組合議会議員の補欠選挙」。

海部南部広域事務組合議会議員の補欠選挙を行うものとする。

令和7年5月9日提出、蟹江町議会。

提案理由、この案を提出するのは、多田陽子議員と板倉浩幸議員の辞職により、組合規約第5条第3項の規定による組合議会議員の補欠選挙を行う必要があるからである。

参考といたしまして、海部南部広域事務組合議会議員の任期は2年でございます。規約第5条に基づきまして、多田陽子議員、板倉浩幸議員が辞職されました後の後任といたしまして、残任期間であります令和9年3月31日までの議員お二方を選出していただくものでございます。

よろしく願いをいたします。

○議長 伊藤俊一君

選挙理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選にすることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法につきましては、議長において指名することにいたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議長において指名することに決定いたしました。

海部南部広域事務組合議会議員に、志治市義君と水野智見君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました志治市義君、水野智見君を海部南部広域事務組合議会議員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。ただいま指名いたしました志治市義君、水野智見君が海部南部広域事務組合議会議員に当選されました。

ただいま海部南部広域事務組合議会議員に当選されました志治市義君、水野智見君が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

○議長 伊藤俊一君

追加日程第15 選挙第8号「海部地区水防事務組合議会議員の補欠選挙」を行います。

選挙理由の説明を求めます。

○議会事務局長 萩野み代君

それでは、ご提案申し上げます。

選挙第8号「海部地区水防事務組合議会議員の補欠選挙」。

海部地区水防事務組合議会議員の補欠選挙を行うものとする。

令和7年5月9日提出、蟹江町議会。

提案理由、この案を提出するのは、吉田正昭議員の辞職により、組合同規約第7条第2項の規定による組合議会議員の補欠選挙を行う必要があるからである。

参考といたしまして、海部地区水防事務組合議会議員の任期は4年でございます。規約第6条に基づきまして、吉田正昭議員が辞職されました後の後任といたしまして、残任期間であります令和11年3月31日までの議員を選出していただくものでございます。

よろしく願いをいたします。

○議長 伊藤俊一君

選挙理由の説明が終わりました。

お諮りします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしまし

た。

お諮りします。

指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議長において指名することに決定いたしました。

海部地区水防事務組合議会議員に、石原裕介君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名をいたしました石原裕介君を海部地区水防事務組合議会議員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。ただいま指名いたしました石原裕介君が海部地区水防事務組合議会議員に当選されました。

ただいま海部地区水防事務組合議会議員に当選された石原裕介君が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

○議長 伊藤俊一君

日程第16 議案第27号「高規格救急自動車購入契約の締結について」を議題といたします。
提案理由を求めます。

○消防長 竹内 豊君

よろしくお願いします。

ご提案申し上げます。

議案第27号「高規格救急自動車購入契約の締結について」。

令和7年4月18日指名競争入札に付した高規格救急自動車購入について、下記のとおり購入契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第8号及び蟹江町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求める。

令和7年5月9日提出、蟹江町長、横江淳一。

記。

1、契約の目的、高規格救急自動車購入。

今回の購入につきましては、平成24年度に整備した高規格救急自動車の更新でございます。

2、契約の方法、指名競争入札による契約。

3、契約金額、金3,814万8,000円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額、金346万8,000円）。

4、契約の相手方、愛知県名古屋市中熱田区桜田町20番地34号。愛知日産自動車株式会社、代表取締役、神田昌明。

5、支出科目、令和7年度一般会計、8款消防費、1項消防費、3目消防施設費、63-01-04-01事業、消防施設整備事業、17節備品購入費。

2ページをお願いいたします。

指名業者選定調書でございます。

物件名、高規格救急自動車購入。

納入場所、蟹江町大字蟹江本町字クノ割10番地、蟹江町消防本部。

指名業者につきましては、1から3までの愛知日産自動車株式会社はじめ3社でございます。他の業者につきましては、後ほどお目通しをお願いいたします。

3ページをお願いいたします。

業者選定基準でございます。

1、蟹江町建設工事入札取扱内規第2条の規定に基づき、指名業者数は、おおむね10社以上とする。

2、令和6・7年度蟹江町指名競争入札参加資格審査申請書が提出されている業者のうち、希望種目の中分類、自動車・自転車、細分類、救急用車両に登録されている業者は26社である。

3、上記2の業者のうち、本仕様に対応し、納入可能である業者は3社である。

4、上記の理由により、本物件購入の指名業者として3社を選定した。

4ページをお願いいたします。

入札執行調書でございます。

入札日時、令和7年4月18日金曜日午前10時。

事業名等、高規格救急自動車購入。

事業内容、高規格救急自動車購入1台。

事業実施場所等、蟹江町大字蟹江本町字クノ割10番地、蟹江町消防本部。

入札方法は、指名競争入札でございます。

予定価格は、税抜きで3,636万3,600円で、予定価格に対する消費税は363万6,360円でございます。

落札業者は、愛知日産自動車株式会社でございます。

落札金額は、税抜きで3,468万円で、落札金額に対する消費税は346万8,000円でございます。

第1回の入札で落札となりました。落札率は95.4%でございます。

なお、補足資料といたしまして、参考写真を添付させていただきました。

以上で説明を終わります。ご審議よろしく願いをいたします。

○議長 伊藤俊一君

提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

○7番 板倉浩幸君

7番板倉です。

今回、救急車の購入ということで、予算のときにもちょうどお話、質問し、答弁あったんですけれども、今の話でいくと、前回、救急車3台のうち、平成24年度に購入した分のということですが、大体どのぐらいのめどで更新していった、次どのぐらい……、今後の予定等が分かりましたら、金額そのものもそうですけれども、まずそれをお願いします。

○消防本部総務課長 三谷克利君

ただいまの質問にお答えをさせていただきます。

救急車の更新ですけれども、おおむね12年を目安に更新してございます。ですので、次の更新年度は令和10年度、その次は令和13年度を計画しております。

今申し上げたものでは、大体1台当たり4年ごと、12年の計画ですので、4年ごとに1台を更新するという計画で更新をしてございます。

以上でございます。

○7番 板倉浩幸君

大体4年の間隔で替えていくという、次の更新が令和10年、その後、令和13年ということ です。

金額的にどうしても、予算のときにもいろいろ聞いたんですけれども、3,800万円、結構するんですね。その中身について、物価高騰もあって、ちょっと車も高くなって、あと機材も高くなっていると思うんですけれども、その辺で、高規格救急車という以上、もうちょっとどのぐらいよくなって、救急車だから、そこまであんまり変わらないかなと思うんですけれども、その点についてお願いします。

○消防本部総務課長 三谷克利君

ただいまの質問にお答えさせていただきます。

令和元年12月に更新した救急車が直近にはなるんですけれども、そのときトヨタの車で、約2,850万円でした。金額のみ単体で比較いたしますと、今回と比較すると、約1,000万円高い結果となりますけれども、物価が高騰している影響もありますけれども、今回導入したAEDと患者監視モニター、こちらが一体化したもの、この資機材を今回の車両と、もう一台現役で運用している車両、それ用に2台購入しましたので、今回、このような高額な契約になったものでございます。

以上でございます。

○議長 伊藤俊一君

他にございませんか。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、以上で質疑を終結します。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第27号は精読にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第27号は精読とされました。

○議長 伊藤俊一君

日程第17 議案第28号「令和7年度蟹江町一般会計補正予算(第2号)」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○総務部長 鈴木孝治君

それでは、ご提案申し上げます。

議案第28号「令和7年度蟹江町一般会計補正予算(第2号)」。

令和7年度蟹江町の一般会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ193万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ138億857万2,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年5月9日提出、蟹江町長、横江淳一。

それでは、8ページ、9ページのほうをお願いいたします。

今回の補正案につきましては、参議院議員通常選挙のポスター掲示場の区画数について、当初予算の時点では16区画と想定していたところ、4月18日付の愛知県選挙管理委員会事務局長からの通知にて、27区画で準備するよう示されたため、経費の不足分の増額補正をお願いするものです。

それでは、歳入予算でございます。

まず、16款県支出金、3項県委託金、1目総務費委託金、補正額が193万7,000円の増額補正でございます。

内訳といたしまして、参議院議員通常選挙費委託金193万7,000円でございます。

歳入につきましては、以上でございます。

続きまして、10ページ、11ページのほうをお願いいたします。

歳出予算でございます。

まず、2款総務費、4項選挙費、3目参議院議員通常選挙費、補正額が193万7,000円の増額補正でございます。

財源内訳は、特定財源の県支出金が193万7,000円でございます。

内訳といたしまして、参議院議員通常選挙事務管理費として、需用費の消耗品費154万9,000円、委託料のポスター掲示板設置及び撤去委託料38万8,000円でございます。

以上のとおり提案させていただきますので、ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長 伊藤俊一君

提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

○7番 板倉浩幸君

7番板倉です。

今回、一般会計の補正予算ということで、今部長のほうから、参議院選挙の補正予算だということです。

今年夏、7月に行われる、多分4日に始まって、今、多分20日の予定で動いているんですけども、ポスターの掲示板の候補者が16から27という説明だったんですけども、県が27にしろさいということ、それはそれなんだけれども、ここまで本当に要るのか。過去の候補者数等が分かりましたら、お願いしたいと思います。

○総務課長 藤下真人君

ただいま板倉議員から、過去の候補者の推移というご質問をいただきましたので、答弁させていただきます。

まず初めに、参議院の任期としましては6年ということになります。6年前の今回の改選のときの令和元年の立候補者については、12名になっておりました。

また、参議院は半分の改選をしますので、令和4年の改選のときには17名の立候補者ということになっております。

以上です。

○7番 板倉浩幸君

今の、過去の令和元年で12、令和4年で17ということになってくると、16じゃ足りないのかなということで、27までいくのかどうか。

去年、東京都の知事選挙、都知事選挙のあのときのこともあって、なるべく後で追加するより、最初からということなんですけれども、それで、その補正ということで、193万7,000円になっていますよね。そのうち、ほとんどが消耗品というのが、何になる、掲示板になるのですか。ちょっと内訳をお願いします。

○総務課長 藤下真人君

今回、掲示板につきましては、消耗品で、まず掲示板を購入させていただきます。

また、予算で委託料というところで、設置と撤去についても、サイズが大きくなるというもの、あと候補者が27区画というのが、ここ最近では、このような区画で選挙を準備したという経験がありませんので、掲示板を、今までは1枚なりのサイズで設置をしておったんですけども、27というのはとてつもなくサイズが大きくなりますので、一つの掲示場、蟹

江町内では有権者の数で、ポスター掲示場というのは数が決まっておるんですけれども、64か所あります。そこに、今までは1枚なりで設置しておったんですけれども、2枚必要になるということになりまして、それも踏まえまして、補正予算を計上させていただいております。

また、板倉議員のご質問の中で、消耗品の内訳というところがあるんですけれども、これにつきましては、選挙に臨むに当たって、選挙啓発の部分であったり、また投票済証であったり、そういったものも含まれた消耗品費となっておりますので、そのようにご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長 伊藤俊一君

他にございませんか。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、以上で質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第28号は精読にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第28号は精読とされました。

お諮りいたします。

精読になっておりました議案第27号「高規格救急自動車購入契約の締結について」、議案第28号「令和7年度蟹江町一般会計補正予算（第2号）」の計2案件を、この際日程に追加し、議題といたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、2案を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

○議長 伊藤俊一君

追加日程第18 議案第27号「高規格救急自動車購入契約の締結について」を議題といたします。

本案は精読となっておりますので、直ちに質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

(発言する声なし)

討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第27号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

○議長 伊藤俊一君

追加日程第19 議案第28号「令和7年度蟹江町一般会計補正予算(第2号)」を議題といたします。

本案は精読となっておりますので、直ちに質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

(発言する声なし)

討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第28号を採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

○議長 伊藤俊一君

以上で、本日の会議に付議された事件は全て議了いたしました。したがって、令和7年第1回蟹江町議会臨時会を閉会いたします。

(午後1時49分)

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためにここに署名する。

蟹江町議会前議長

水 野 智 見

蟹江町議会議長

伊 藤 俊 一

蟹江町議会前副議長

飯 田 雅 広

13番 議 員

安 藤 洋 一

14番 議 員

佐 藤 茂